



第378号

公益社団法人
徳島県環境技術センター

発行

徳島市津田海岸町 2-33

電話 (088) 636-1234(代)

発行責任者 松原 義輔

編集者 原岡 艶甲

岩浅阿南市長に陳情

▶ 維持管理一括契約の支援等 ◀

8月26日、県環境技術センターの松原会長他執行部は、浄化槽の適正な維持管理を確保するための対策等を陳情するた



め、阿南市役所に当法人の顧問でもある岩浅市長を訪ねた。席上、執行部からは阿南市での浄化槽の現状を報告するとともに、汚水処理率と適正維持管理率引き上げのために市町村設置型の導入や維持管理に対する補助金など、有効と思われる対策について要望した。

阿南市では、市町村設置型については、かねてから導入を要請しているが、未だ実現していない。下水道は既に富岡地区で供用を開始しているが、それと共に市町村型浄化槽も地域を限定して導入していただくよう要請したが、市長からは、担当課で検討するとの返事に留まった。また、維持管理一括契約については、羽ノ浦地区での実施に協力を求めたが、担当課である環境保全課長は、基本的に協力はさせていただきたいが、導入するのならやはり全市を対象とする方が望ましいという認識が示された。一括契約については、導入方法・支援の方法等について今後も継続して話し合いをしていく。

稲田小松島市長に 市町村型導入を要望

8月22日、県環境技術センターの松原会長は、小松島地区の会員5名（庄野清氏、吉本公一氏、森本廣氏、湯浅武彦氏、



庄野章夫氏）と共に、小松島市役所に稲田市長を訪ね、昨年からの保留になっている災害時の復旧支援協定締結や汚水処理率向上のため、市町村設置型の導入の提案や、適正な維持管理徹底のための浄化槽一括契約制度などについて説明、理解を求めた。

市長は、災害協定については早急に締結するよう事務方に指示。市町村設置型については、小松島市が、汚水処理率が全国一低い徳島県の中でも、最低の処理率であること、財政負担や整備スピードの面から優位であることを説明し、早急に導入していただくよう要請したが、市長は、「現在の財政状況では、下水道を計画通り進めるのは難しい、平成25年に金磯地区で行っている雨水排除施設に一定の目途がつく。その後、計画を再考する。」として、市町村設置型の導入に含みを持たせた。また、維持管理一括契約と維持管理に対する補助については、「制度的には良いと思うが、まずは業者の皆さんのコンセンサスを得ることが必要では…、市で出来るところは協力します。」と答えた。



「あすたむらんど徳島」には、大小5つの池があり、年1回、池の水の全入れ替えを行っている。毎回、池の水の入れ替え時には、子供たちに池の周辺の草花や樹木に池の水を散水してもらい、水の再利用を体験することで「水の大切さ」を学んでもらうのが目的で実施されている。

今回は、あすたむらんどからこのイベントの企画を依頼され、環境技術センターは、手作りの竹の水鉄砲とペットボトルを再利用したキャラクターのジョロ・フネを用意した。

イベントは8月24日の午後に行われ、35人の子供



たちが集まった。

一番人気はやはり竹の水鉄砲。池の水をくみ、楽しそうに草花に散水した。

また、女の子達は、動物やキティちゃん・ピカチューなどのキャラクタージョロで、周辺の花畑に散水した。

今回の参加者は幼稚園児から小学校低学年の子供たちであったため、水を楽しむということがメインになっていたが、繰り返し水と接しながら、環境問題や水の大切さを学んでほしいと思った。

第 1 回 理事会開催

総会提案の議事を承認

8 月 22 日(月)午後 2 時より、環境技術センター 2 F 会議室において、公益社団法人へ移行した初めての理事会が開催された。

松原会長が、「公益社団法人へ移行したため、旧法人としての総会が必要である。9 月 16 日に開催を予定しているが、今日は、総会に提案する議案について審議し承認を得たい」と挨拶。松原会長が議長となり、議案を進めた。

第 1 号議案 平成 23 年度（4 月～6 月）の事業報告及び収支決算報告について

事業報告を川人常任理事が、決算報告を原岡専務理事が資料を基に説明した。

議長が議案につき、理事会に諮ったところ満場異議なく承認可決し、総会に提案することとした。

第 2 号議案 支部の問題について

議長が事務局に説明を求めたので、原岡専務理事が次のとおり説明した。「支部の財源となっていた収入が途絶え、支部の存続が困難となっている。支部によっては、業務量が極端に減少している支部もあり、本年度中に支部について方針を決めてほしい」と説明した。

理事からは、いろいろな意見が出されたが、最終的には、支部は設置届の受付業務を法人設立以来 40 年余の間実施してきた経緯もあり、地域の設置者や

会員のためには現行どおり支部を残す必要がある。という意見で纏まった。今後は、支部を存続するための、財源等を検討していくこととした。

第 3 号議案 新規会員入会について

松原会長は、「公益社団法人へ移行し、入会金も 6 万円と安くなった。今後は、積極的に入会を促進し、会員を増やしていきたい。特に理事の方にはご協力をいただきたい。」と出席の理事に依頼した。

事務局からは、「保守点検登録をしている非会員の方や清掃業者の方に入会をしていただくようお願いしてみます。」と申し添えた。

第 4 号議案 会員の親睦旅行について

事務局から、「8 月に地引き網を企画し募集したが参加者少数のため中止となった。本年度の親睦旅行について実施するかどうかを審議いただきたい」と説明。

理事会は、会員相互の親睦のため、実施することを決定した。

最後に、事務局から、施工技術委員会からの要望や環境広報の予定、県環境保全協会との一括契約の協議などを報告し 4 時に散会した。



近畿・四国支部合同事務局長会議開催

8 月 29 日(月)午後 1 時 30 分から(仮)兵庫県水質保全センター 2 F 会議室で、全浄連近畿支部・四国支部の合同事務局長会議が開催され、近畿・四国の 13 団体の事務局長と検査担当者 23 名が出席した。

これは、4 月に開催された、四国支部総会において、3 月の東北大地震を受け、近隣の支部と災害及び業務の支援協定が必要であること、また、検査機関においては法定検査を実施する上で、受検対策や業務の効率化等、他県と協議したいさまざまな課題がある。として支部総会において議決され、松原会長が近畿支部長の高橋会長に申し入れ、実現したものである。

最初に会の目的と議題について話し合った結果、この会の目的は、近畿支部及び四国支部の情報交換や意見交換の場とし、次の 6 つの議題について協議することと合意した。

今回は初回ということもあって、議題に添って各県

からそれぞれの情報が発信されたが、時間の関係上、議題 1 及び議題 2 の議論に留まったが、次回は、各県の状況や意見を予めアンケート方式で収集し、その資料をもとに議論し、法改正などの要望書が纏まった際には、近畿・四国の合同会長会議に提案することとした。

<今後、協議する内容>

1. 今後の団体運営について
2. 法定検査について
3. 近畿支部・四国支部の相互支援協定について
4. 合併浄化槽の推進について
5. 法改正について
6. 全浄連について



インターンシップの研修実施

県環境技術センターは8月23日、県環境整備課からの依頼により、インターンシップ研修生1名と非常勤特別職員2名の研修をセンター検査室において実施した。

まず初めにセンターの事業内容と、水の汚れは見た目だけではわからない。実際にどれだけ汚れているのかを知るためには水質検査が必要であることを説明した。

次に、2班に分かれて水質検査の実地研修を行い、1班はイオンクロマトグラフを用いた硝酸、亜硝酸、塩素イオン濃度等の分析を、2班ではCODとノルマルヘキサン抽出物質の検査を体験してもらった。

研修中、不慣れな分析器具を扱うため、試料が入っている三角フラスコに、薬品を入れすぎる失敗をしたり、サンプル瓶に試料を入れる作業を難しそうにしていたが、全員、楽しそうな表情で検査をしていた。

最後に、インターンシップ研修生に今回の研修の感想を聞くと、「大学ではこんな経験はできないし、検査器具の操作は難しかったけれど、楽しかった。機会があれば、又、体験してみたい」と言って、目を輝かせていた。



教職員を対象に環境学習実施 子供たちへの学習の広がり期待

県環境技術センターは、8月25日徳島県立総合教育センターにおいて、楽しい環境学習講座を開催した。

講義内容は、とくしま環境学習プログラムにて、センターが作成・提案している「知ろう・学ぼう・命の水」というテーマを題材としたもので、小学校から高等学校の教職員を対象に実施した。

座学講座では、水は限られたものであり、汚した水はきれいに自然へ帰さなければならない等、水の大切さについて講演した。

引き続き「実際に水を浄化してみよう!」というテーマで、ペットボトル・砂・砂利・活性炭を使って砂ろ過装置を制作。それを使って、泥水や墨汁を溶いた水を浄化した。またアサリにより、米のとぎ汁が講演終了までにどの程度まで浄化されるか実際に水槽を用意

し、干潟生物による水質浄化の様子を観察した。

最後に、微生物により汚水が生物処理される様子を、映像を中心に解説し、実習・実験を終了した。

参加者は、自作の砂ろ過装置で泥水が透き通った水になる様子をじっくり観察するなど環境学習に興味のある方が多かった。

生き物による浄化作用でも、映像の微生物のような様々な動きや生態に興味を示し、中でも特に質問が多かったのはアサリの浄化作用であった。話題は浄化作用の話にとどまらず、水を汚す事による食物連鎖の危険性など、意見交換が活発に行われ、大変有意義な環境学習講座であった。

今回の事業は、教職員の方を通じ、さらに子供達へ環境学習の輪が広がる良い機会になったと思われる。

センターでは、将来の水環境の保全を見据えて、引き続き一步一步環境学習の普及に取り組んで行く予定である。

一括契約説明会を開催

徳島地区の保守点検・清掃会員対象

県環境技術センターは、

8月26日(金)午後3時から事務所4階会議室で徳島地区の保守点検・清掃の会

員を対象として、浄化槽維持管理一括契約についての説明会を開催した。



これは、現在県が進めている一括契約が、業界の中で誤解して伝わっており、正しい情報をまず会員の皆さんに伝える必要があるとして井内副会長の発案で、開催したものである。

当日は、会員14名の出席があり、まず最初に松原会長が『検査機関も管理業者の皆さんも、浄化槽を通じて徳島県の水を守るということ、そのために設置者に適正な維持管理をしてもらうという目的は同じであり、その一つの目的を達成するために、お互いに連携・協力が必要だと考えていますので、宜しくお願いします』と挨拶。続いて、川人次長が、資料を基に、一括契約の目的や概要、那賀町での実績等を説明した。参加者からは、契約締結時の手間や汚泥処理能力の問題が提起されたが、井内副会長から『全県下を対象に、全部一度には到底出来ない。行政がこれだけ力を入れているのだから、公益認可団体として、出来るところから協力してはどうか』として協力を要請、午後4時に会を閉じた。このような会は、今後必要に応じて開催することとし、他の地区に於いても実施する予定。

県庁で三者が会談 維持管理一括契約で



9月6日(火)午前10時から、県庁402会議室で県ゴミゼロ室、県環境保全協会、県環境技術センターの三者が浄化槽維持管理一括契約での対応について会談した。これは、現在、県が進める維持管理一括契約について、県が保全協会の岩本会長と会談した際、再度センターを交えての話し合いを希望し、実現したものである。

当日、環境保全協会から岩本会長と山口理事、森理事が出席、センターからは松原会長、原岡専務理事、川人常任理事が、県ゴミゼロ推進室は川端室長、天野専門幹、脇田係長が出席した。席上、松原会長から、『浄化槽できれいな水環境を実現するという目的は、県も保全協会も、我々センターも同じである。様々なハードルはあると思うが、目的達成のために是非連携・協力を』と挨拶。対して岩本会長は、『先日にも保全協会の理事会を開催し、この問題について協議した。その際には、理事から一括契約に懐疑的な意見も出された。誰が指揮棒を振るのか？センター主導では理解が得られない』との意見を披露した。これに対し、県の川端室長は、11条検査の受検率向上だけを目的としているわけではない。この制度を導入することにより、保守点検・清掃・検査すべての実施率が向上すると考えていると答えた。また岩本会長が、県に無管理・未受検者に対する対応について説明を求めたが、県は、『法律が守られていない場合、その指導権限は行政にある。検査機関から報告があれば、個別訪問を含め指導を徹底していきたい』と返答した。

今後も話し合いを継続することで合意し、午後1時30分に会を閉じた。

下水道法の一部改正案まとまる 26日の総会で承認、審議は秋以降

民主党生活排水処理PT(座長:中川治衆議院議員)が推し進める下水道法の一部改正案がこのほどまとまった。

法改正後に下水道が供用開始される区域を対象としているが、浄化槽の下水道への接続を免除するため、下水道法、建築基準法、特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正。浄化槽法についても、浄化槽の適正な維持管理を促進するため「都道府県が講ずべき措置」を定める。また、既に実態としては皆無だが、単独浄化槽が設置可能になる例外も撤廃する。

法案は、8月26日に開かれたPTの緊急総会で承認された。国会での審議は秋以降に行われる見通し。

<環境情報3011. 9. 1604号>

水質計量便り

台風のシーズンですね。

自然の姿とはいえ、ここ数年は大型化しているような気がします。これも、地球温暖化が影響しているのでしょうか？

地球温暖化と熱帯低気圧の気候モデルの予測では、海水温の上昇やエルニーニョ等により短期間で海水温が上昇した海域では、スーパー・タイフーンクラス(風速67m/s以上)の台風が予測されているようです。(「口」;)!!

さて台風が発生した順に台風番号というものがありますが、その他に名前がついていることにお気づきでしょうか？

9月の頭に近畿・四国に上陸した大型で強い台風12号には、「タラス」という名前がついています。実は2000年から台風の国際的な呼称としてアジア名が使用されているのです。アジア名は140種類あって1番が「ダムレイ」最後が「サオラー」という風に順番が決まっています。最後まで行くと最初に戻ります。「タラス」は122番目で、「鋭さ」という意味があるそうです。

では台風と呼ばれる条件ということ、これは熱帯低気圧のうち最大風速が34ノット(17.2m/s)以上を指すという事なのです。ただし太平洋や南シナ海で発生した場合です。これが大西洋北部や東北太平洋で発生すると「ハリケーン」、インド洋や南太平洋になると「サイクロン」と言う具合ですね。

その他にも、強度も基準があるのでハリケーンに関しては最大速度が64ノット(32.7m/s)以上になったらそう呼ばれます。

台風は自然災害というイメージが強いですが、その反面水資源の確保という一面を持ち合わせます。そのほかにも地球の大気の循環や水の循環など、重要な役割があります。

来なければいいというものでもないのが辛いところですね。

by koizumi



事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程1:平成23年10月24日~11月7日

地区:徳島市内

日程2:平成23年11月8日~11月18日

地区:鳴門市・藍住町・北島町・松茂町・板野町・上板町・石井町・神山町・佐那河内村

日程3:平成23年10月11日~10月21日

地区:徳島保健所管内督促検査

徳島市(川内・応神町)・鳴門市・藍住町・北島町・松茂町・板野町・上板町

○7条検査

日程1:平成23年10月17日~10月28日

地区:徳島市内

日程2:平成23年10月31日~11月4日

地区:美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町

